

大田原税務所からのお知らせ

令和8年2月13日(金)までは確定申告会場はありません。

所得税、贈与税、消費税(個人)の確定申告会場の開設期間は2月16日(月)~3月16日(月)(土日祝日を除く)です。この期間前に税務署で申告相談が必要な方は、電話による事前予約(※)が必要です。事前予約がない申告相談は受けられません。また、希望の日時に予約できない場合があります。

※一部国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けています。 ■問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

国税庁LINE公式アカウントから事前発行

「国税庁LINE公式アカウント」を友達追加し、入場整理券を発行してください。



または

確定申告会場入口で当日配布

当日券の配布が終了次第、受付を終了します。また、当日券に記載のある時間以外に入場することはできません。配布状況は国税庁のホームページから確認できます。

確定申告書の作成は

「国税庁LINE公式アカウント」や、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成し電子申請による提出が便利です。



マイナポータル連携を済ませた後に確定申告書を作成すると便利です。マイナポータル連携をすると、確定申告書の該当項目が自動入力され、医療費通知情報や寄附金控除証明、生命保険料および地震保険料控除証明を入力する必要がなくなります。

なお、マイナポータル連携は事前準備が必要ですのでお早目に準備をして下さい。



年末の交通安全運動を実施します

▼期間 12月11日(木)~31日(水)
あなたが主役です!
▼スローガン 「マナーアップ!」
▶写真は、9月に警察や交通安全協会、ナスライガーラと啓発活動を行った際の様子。



県内で9月末時点の交通事故死者数が51人と、昨年を上回るペースで交通事故が続発しています。町内においても、9月末時点ですで5件の死亡事故が発生しています。年末は交通事故が増加傾向になります。飲酒の機会が増え、飲酒運転に起因する重大事故の発生も懸念されるため、次に掲げるスローガンや運動の重点を意識し、交通安全へのご協力をお願いします。

- ▼運動の重点
 - ①子どもと高齢者の交通事故防止
 - ②飲酒運転などの危険な運転の根絶
 - ③自転車など使用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - ④「ライト4(フォー)運動」「原則ハイビーム」の推進と反射材用品などの着用促進

■問合せ 総務課危機管理係
☎72-6901

個人住民税申告の電子化

令和8年度分(令和7年中の所 得などに対する申告分)から、電子申告が開始されます。

スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、(※)eLTAX(エルタックス)のホームページとマイナポータルを経由して個人住民税の申告手続きが開始される予定です。概要は特設ページをご確認ください。

※eLTAX(エルタックス)とは地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行なうシステムです。

▼問合せ 税務課町民税係
☎72-6903



詳しくはこちら

- ①町内に住所を有し、主として町内を事業活用場所として畜産業を営む方
- ②同様の事業において、国、県および他の団体から補助金などの交付を受けていない方
- ③町税の滞納がない方(個人においてはその世帯員、法人にあってはその代表者を含む)

- ④補助金額 様式は資材の金額での1以内の額(上限10万円)
※申請は年度内一度限り。
- ⑤補助対象経費は資材の金額であり、取付けや設置費を除く。
- ⑥提出先 農林振興課窓口。電子メールなどで提出も可能です。
申請様式は町ホームページからダウロードできます。

■問合せ 農林振興課畜産係
☎72-6911



ホームページ

那須町家畜自衛防疫資材等購入経費支援補助金制度

- ▼補助対象経費 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する伝染性疾病の防疫対策の資材
- ▼補助対象者 動力噴霧器、高圧洗浄機、消石灰、消毒液、殺虫剤など